

## 医療機関対象「平成27年度 医療廃棄物適正処理研修会」

医療廃棄物の排出事業者となる医療機関が、法律により排出事業者として責任を課せられていることはご高承のとおりです。

東京都医師会では、医療機関が法的責任を問われることがないよう、東京都環境局にも指導を頂きつつ、第三者評価制度により優良認定業者と認定された業者を活用し、かつ電子マネーを使用するという方式を採用し、医療廃棄物適正処理推進事業の普及を図っております。

また、医療機関から排出される水銀が一般廃棄物に混入することで、大気汚染やゴミ焼却場の停止などの被害を防止するため、東京都医師会では平成24年度より不要になった水銀血圧計・水銀体温計自主回収事業を実施し、多くの会員にご協力いただいております。

以上のことを踏まえまして、昨年度に引き続き東京都医師会、東京都環境局、東京都産業廃棄物協会では、医療廃棄物の適正処理にかかる一層の周知徹底を図ることを目的として、医師、歯科医師、獣医師および医療機関の特別管理産業廃棄物管理責任者を対象にした医療廃棄物処理従事者への研修会を下記の要領で開催することといたしました。

1. 日 時 平成28年3月26日(土) 14時～17時(終了予定)
2. 場 所 東京都庁 都民ホール(都議会棟1階) 新宿区西新宿2-8-1
3. 対象者 医師、歯科医師、獣医師および医療機関の特別管理産業廃棄物管理責任者等
4. 参加人数 250名(先着順に受け付け、定員に達し次第締め切ります。)
5. 受講料 1,000円(資料代を含みます。当日会場で徴収します。)
6. 申込方法 参加申込書を東京都医師会医療安全対策課へFAX(03-6256-0253)していただきます。
7. 研修内容

14:00～14:10	挨拶 (公社)東京都医師会 理事 橋本 雄幸 (5分) 東京都環境局 調整担当部長 野崎 慎一 (5分)
14:10～14:30	① 在宅医療廃棄物の処理について (20分) (公社)日本医師会 常任理事 羽鳥 裕
14:30～14:50	② 水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策 (20分) 環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課課長補佐 服部 麻友子
14:50～15:10	③ 廃水銀血圧計・廃水銀体温計自主回収への東京都医師会の取組みについて (20分) (公社)東京都医師会 理事 橋本 雄幸
15:10～15:25	休憩 (15分)
15:25～15:45	④ 産業廃棄物の適正処理を果たすための排出事業者責任について (20分) 東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課長 藤井 達男
15:45～16:05	⑤ 東京都医師会方式による医療廃棄物追跡管理システムの活用について (20分) (公財)東京都環境公社 神田情報センター長 鈴木 眞吾
16:05～16:25	⑥ 医療廃棄物の分別方法と注意点 (20分) (一社)東京都産業廃棄物協会 医療廃棄物委員会委員 杉本 大輔
16:25～17:00	質疑応答 修了証配付

8. 主催 (公社)東京都医師会 東京都環境局 (一社)東京都産業廃棄物協会

☆ 本研修会の受講修了者には、修了証を発行いたします。

(なお、病院におかれましては、東京都が条例に基づき実施している「排出事業者と処理業者の適正処理の取組を公表する制度」の報告書に、「修了証」について記載できます。)

☆ 本講習会受講者には、日本医師会生涯教育制度参加証(3単位)が配布されます。

(カリキュラムコード 1・8・9・11・12・13)

お得意様各位

拝啓

向春の候、貴院ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

## 「平成 27 年度 医療廃棄物適正処理研修会」

日時：平成 28 年 3 月 26 日（土）14 時～17 時

場所：東京都庁 都民ホール

対象：医師・歯科医師・獣医師および医療機関の特別管理産業廃棄物管理責任者等

主催：（公社）東京都医師会 東京都環境局 （一社）東京都産業廃棄物協会

昨年度に続き、本年度の研修会でも(株)日本シルバーの杉本が講師として、「感染性廃棄物の分別方法と注意点」という演題で講演致します。たかがゴミ、されどゴミ・・・ご都合がよろしければ、是非ご参加ください。また、当日ご参加できなくても、皆様の廃棄物回収に杉本がお伺いしておりますので、ご質問等ございましたら、なんなりとお尋ねください。



平成 26 年度「医療廃棄物適正処理研修会」講演模様

ご承知の通り、先般、産廃処分業者による、食品の横流し事件が発生しました。当該産廃業者が一番の非がある訳ですが、ここに処理を委託した排出事業者にも、所謂、排出事業者責任としての瑕疵が発生します。廃棄物処理法（第 12 条の 3）、「廃棄物が最終処分されるまでの流れにおける適正処理の確認」（廃棄物処理の注意義務違反）を怠ったことになり、罰則の対象となります。

廃棄物にお金をかけたくないと思うのは、誰も一緒ですが、適正な処分には相応のコストが掛かります。貴院におかれては、引き続き優良な産廃処理業者に委託していただき、医療系廃棄物の正しい分別と注意点を守って廃棄していただきたく存じます。

敬具